

# 生徒心得

## (求められる人間像)

- 1 勉学への意欲を高く持ち、真理の探求に努めるとともに、個性の伸長を図る。
- 2 人間関係を形成するにおいては、誠実を旨とし、常に相手の人格を尊重し、良識と品位の溢れる言動で対応する。
- 3 民主主義社会の構成者の一員としての立場を自覚し、全体の向上のために、その役割と責任を果たす。
- 4 規律正しい生活習慣の確立を期するとともに、心身ともに健康であるように努める。

## (学習)

- 1 授業時間中は、研究的態度で、積極的に学習に励む。
- 2 毎日の予習と復習とを計画的に励行する。
- 3 授業の空き時間の有効な活用を図る。
- 4 検定の受験などを通して、積極的に資格取得に努める。

## (校内生活)

- 1 登下校の時間を守り、規律正しい生活態度を養う。
- 2 校舎、校具等の公共物を大切に扱い、学習環境の整備、美化を心がける。
- 3 友人との交流は、お互いの人格を尊重しあい、明朗で健全なものであるようにする。
- 4 校内放送、掲示物には常に注意し、不明の点がないように心がける。
- 5 学習に必要な物品は持ち込まない。

## (校外生活)

- 1 高校生としての自覚と誇りをもって行動し、社会の信頼に応える。
- 2 高校生の入場が禁止されている場所へは立ち入らない。
- 3 夜間の無用な外出は慎む。

## (通学)

- 1 登下校の時刻と道順は、安全の確保を最優先に決定する。
- 2 公共交通機関を利用する場合は、他の乗客の迷惑になる行為をしない。
- 3 自転車を利用する場合は、定められた手続きを取り、交通関係法令を守る。

## (服装)

- 1 端正、清潔、質素であることとし、不必要なものを着用又は使用しない。
- 2 良識をもち、流行や風潮に流されないようにする。

## ①通学及び運転免許証取得について

(基本的な考え方)

- 1 登下校の時刻と道順は、安全の確保を最優先に決定すること。
- 2 交通関係法令の規定をよく守り、事故の防止に努めること。

(徒歩による通学)

- 1 道路においては、歩道、路側帯又は歩行者用道路を通行すること。
- 2 道路を横断する場合は、信号機が設置されている横断歩道の利用を心がけること。

(電車・バス等による通学)

- 1 他の乗客の迷惑になるような行為をしないこと。

(自転車による通学)

- 1 自転車通学を希望する者は、学級担任を通して生徒指導部の許可を得ること。
- 2 学校正門から 1.5km 以内の通学において、自転車の使用は認めない。

(運転免許証の取得)

- 1 在学中の運転免許証の取得は、原則として禁止する。
- 2 3年次生の2月以降における普通自動車運転免許証取得のための自動車学校への入校については、別にこれを定める。

## ②服装等について

(基本的な考え方)

校訓の「自律」にあるように服装等について、自ら律することが求められている。

- 1 服装は、自己の人格、教養、品性を現すものである。制服着用の際は、端正、清潔、質素であるよう、また、本校の生徒として自覚のある姿勢を示すよう心がけなければならない。
- 2 制服の更衣時期は、各自の判断に任せる。

(整備の要領)

制服	<ul style="list-style-type: none"><li>・本校指定のブレザー</li><li>・ネクタイ・リボン</li><li>・シャツ・ブラウス（夏用・冬用）</li><li>・スラックス・スカート（夏用・冬用）</li><li>・ブレザー着用時には、左衿に校章を付ける。</li></ul>
	公式行事の日などには着用するものを統一することがある。
靴	指定しないが、派手な飾りのあるもの、かかとの高いものなどは使用しない。校内においては、所定の場所に氏名を記入した学校指定のスリッパを使用する。

ソックス	品位を損ねないものを使用する。（黒・紺・白とする） 公式行事の日などには黒または紺色のものを着用する。
------	--

靴	指定しないが、品位を損ねないものを使用する。 通学時の安全確保を念頭に置いて使用するものを選ぶ。
防寒用品	冬季において必要に応じて着用してよいが、高価なものや派手なものは使用しない、ネクタイやリボンの着用に妨げとなるものは使用しない。
頭髪	見苦しくないように整え、特殊な加工（パーマ、染色、エクステンションなど）はしない。長い場合は束ねる。
その他	化粧やマニキュアをしない。装身具（指輪、ネックレス、ピアス等）をつけない。

### ③携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込みについて

（基本的な考え方）

生徒の携帯電話等の校内持ち込みについては、原則として禁止する。

ただし、登下校における安全面への対策として、本人及び保護者からの申請に基づき許可することもある。

（所持の際の遵守事項）

- 1 申請理由以外の使用はしない。
- 2 校内においては電源を切り、他の人の目に触れないように鞆等に保管し管理する。
- 3 フィルタリングを設定する。
- 4 使用の際は、社会のルールやマナーを守る。
- 5 登下校等における自転車乗車中の使用はしない。
- 6 定期考査等では、試験場で管理する。試験場内に持ち込んだ場合は不正行為とみなし、懲戒の対象となることがある。

（指導方針）

上記の許可条件や留意点をきちんと守らせ、校内持ち込みを許可した意味を理解させる。違反者には、以下の指導を行う。

- 1 回目・・・保護者（保証人）連絡のうえ、学年主任と担任で生徒を指導して返却する。
- 2 回目・・・保護者（保証人）同席のもと、生徒指導主事と担任で生徒を指導して返却する。
- 3 回目・・・保護者（保証人）同席のもと、教頭注意。許可の取消しとする。

### ④アルバイトについて

（基本的な考え方）

生徒がアルバイトに従事することは、原則として禁止する。

（その他）

公的機関からの要請があった場合及び3年次生の2月以降のアルバイトの扱いについては、別にこれを定める。

## ⑤褒賞について

(褒賞の対象)

- 1 褒賞は、次の各号の一に該当する者に対して、校長がこれを行う。
  - (1) 健康、人柄、実力ともに優れ、よき校風の確立に貢献した者
  - (2) 生徒会活動、部活動等で、その活躍が特に顕著であった者
  - (3) 在学期間を通じて、出席状況が極めて良好であった者
  - (4) 困難を克服して学業に精励し、その成果が特に顕著であった者
  - (5) 人命を救助したり、災害時等に特別の善行があった者

## ⑥懲戒について

(懲戒の場合)

- (1) 校舎、校具、その他公共の用に供する物を故意に破損した場合
- (2) 審査中に不正行為があった場合
- (3) 無届け又は正当な理由のない、欠席、遅刻、早退、欠課を重ねた場合
- (4) 暴力行為、脅迫、窃盗、飲酒、喫煙、その他法令に抵触する行為があった場合
- (5) 道路交通法違反及び無届けの運転免許証の取得及び無届けの自動車学校入校があった場合
- (6) 無断外泊、深夜徘徊及び家出といった行為があった場合
- (7) 酒類の提供を主とする飲食店、高校生の入場が禁止されている遊技場等への出入りが判明した場合
- (8) 無許可でアルバイトに従事していることが判明した場合
- (9) 相手の人権を侵害する行為があった場合
- (10) 学校や社会の秩序を著しく乱すような行為があった場合

## ⑦各種の届けや願いについて

(届を必要とする事項)

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 1 本人又は保護者(連帯保証人)の住所の変更     | (所定の用紙) |
| 2 保証人の住所等の変更               | (所定の用紙) |
| 3 欠席、遅刻、早退、欠課又は忌引きの時       | (生徒手帳)  |
| 4 下宿をする時                   | (届様式1)  |
| 5 生徒手帳の紛失                  | (届様式2)  |
| 6 校内又は通学途上における事故           | (届様式3)  |
| 7 特別残留や宿泊を伴う行事に参加しようとする時   | (届様式4)  |
| 8 生徒のグループ等で宿泊を伴う旅行をしようとする時 | (届様式5)  |
| 9 海外旅行をする時                 | (届様式5)  |
| 10 公共物の破損                  | (所定の用紙) |

(願を必要とする事項)

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| 1 特別な事情で運転免許証を取得しようとする時      | (願様式1) |
| 2 特別な事情で通学に原動機付自転車を使用しようとする時 | (願様式2) |
| 3 通学に自転車を使用しようとする時           | (願様式3) |
| 4 家庭の事情でアルバイトに従事しようとする時      | (願様式4) |
| 5 校内で文書の配布や掲示をしようとする時        | (願様式5) |
| 6 校内で物品の配布や販売をしようとする時        | (願様式5) |
| 7 校内で募金や署名活動をしようとする時         | (願様式5) |
| 8 旅客運賃割引証の交付を求めようとする時        | (願様式6) |

- |    |                           |        |
|----|---------------------------|--------|
| 9  | 家庭学習期間に自動車学校へ入校しようとする時    | (願様式7) |
| 10 | 携帯電話を校内に持ち込もうとする時         | (願様式8) |
| 11 | 規定の服装以外での登校が必要な時          | (生徒手帳) |
| 12 | 始業から放課までの間で、校外に出なければならない時 | (生徒手帳) |

(自転車による通学)

- 1 自転車通学を希望する者は、学級担任を通して生徒指導部の許可を得ること。
- 2 許可を得た者は、次の事項を守ること。
  - (1) 使用する自転車は、校内で実施する安全点検に合格したものであること。
  - (2) 極端な変形ハンドルやハブステップなどを装着した自転車、特別な目的のために製造された自転車などは使用しないこと。
  - (3) 自転車の定められた箇所にステッカーを貼付すること。
  - (4) 自転車置場においては、必ず施錠をすること。
  - (5) 雨天時に備えて雨合羽を購入しておくこと。
  - (6) 傘さし運転、二人乗り、並進、信号無視、携帯電話使用等の違反行為をしないこと。
  - (7) 自転車の前後輪のスポークに、それぞれ反射材を装着しておくこと。
- 3 学校正門から 1.5km 以内の通学において、自転車の使用は認めない。

(原動機付自転車等による通学)

- 1 原動機付自転車等による通学は、原則として認めない。ただし、通学手段として他に適当なものがなく、通学に著しい困難が認められる場合にはこの限りではない。
- 2 上記後段の場合、定められた手続きを経た後、原動機付自転車による通学を許可することがある。

(運転免許証の取得)

- 1 在学中の運転免許証の取得は、原則として禁止する。ただし、通学手段として原動機付自転車の使用が認められた場合には、定められた手続きを経た後、原付免許に限って取得を認める。
- 2 3年次生の2月以降における普通自動車運転免許証の取得については、別にこれを定める。

以下の条件を満たす者について許可を出す。

- ①家庭の経済的な理由があること。
- ②保護者（保証人）の同意があること。
- ③原則として、就職先・進学先が決定していること。
- ④卒業認定条件を満たしており、単位不認定の科目がないこと。
- ⑤後期期末考査で欠点がないこと。
- ⑥アルバイト規定第2条に抵触しないこと。
- ⑦居酒屋など、酒類を提供する場所での従事は不可。
- ⑧従事時間は18時までとする。
- ⑨2月末に報告書を必ず提出すること。

※ 無許可で行うなど、指導に従わない場合は懲戒処分の対象となる。

※ 欠点が出た時点で、アルバイトは中止とする。

自動車学校入校について

3年次生で進路内定者は、自動車学校入校の予約ができる。

## 1 許可条件

- ①進路が内定していて、保護者（保証人）の承諾があること。
- ②成績が良好であること。  
申請前の定期考査で欠点がなければ、入校申請できる。  
申請後の定期考査で欠点があれば、入校延期の指導となる。
- ③生活態度が良好であること。  
遅刻、欠席が少なく、生活態度が模範的であること。

## 2 手続き

- ①保護者の承諾を得る。
- ②担任に相談し、条件を満たしているか確認してもらう。
- ③担任から生徒指導室へ事前連絡をしてもらう。
- ④生徒指導室に行って面接を受け、「自動車学校入校許可願」を受け取る。
- ⑤その後、入校予約等の手続きをする。

## 3 その他

- ①入校日は、2月以降のこと。
- ②本免許は、卒業式以降のこと。
- ③無断で、自動車学校への申し込みや免許取得を絶対にしないこと。